

On Posthumous Harm and its Wrongness

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-10-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 米原, 優 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026863

死者への危害はなぜ許されないのか

米原 優

はじめに

我々は共に生きている他者の身体を傷つけ、財産に損害を与え、その名誉を毀損することができる。そして、そういった我々の悪行を防ぐのが、刑法の主要な役割と言える。しかし、刑法が規制の対象とするのは、そうした生者に対する悪行だけではない。実際のところ、刑法は死者に対しても、そうした悪行が行われうるということを認め、それを刑罰の対象としている。たとえば、名誉毀損を定めた第二三〇条の「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五〇万円以下の罰金に処する」という項に続く第二項では、「死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない」と言われている。つまり、刑法において、死人への名誉毀損は実行可能であり、刑罰の対象にもなりうると考えられている。また、死体損壊等罪を定めた第一九〇条では「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する」と言われており、死者の身体を損壊することも犯罪である。そして、免許証などで自分の臓器を提供しないという意思表示を行っているにもかかわらず、医師がそうした脳死者から臓器を摘出するというのも、こうした罪に該当する行為と考えられている。

しかしながら、そうした死者への諸行為は生者への名誉毀損や同意なしでの臓器摘出とは異なり、このような行為を受けた人の生活状況を悪化させるものではない（生者が犯罪者等の汚名を着せられ、その名誉を毀損されれば、その人は以後就職できなくなったり、交際を避けられるというような目に遭うし、正常に機能している臓器を奪われれば、消化や排出がうまくできないせいで、その後の生活にも支障を来すだろう）。さらには、死者が自分の名誉を毀損されたとか、臓器が奪われたと認識するということもない。しかし、それにもかかわらず、そうした死者への諸行為は生者への名誉毀損や傷害が危害であるのと同様、死者への危害と言うべきものであり、生者への危害が悪いのと同じ理由で悪いと評すべきものである。そして、そう言える理由を明らかにするのが本稿の目標である。

構成は以下の通りである。まず、次節で、危害のある種の利害関係の侵害と論じるファインバーグの見方に従いつつ、（生者への）危害とは何かを説明する。その上で、第二節で、死者も生者と同様、何かとの利害関係を持ち、そうした利害関係の侵害を被りうる存在者であると論じる。続く第三節では、そうした死者の利害関係にある種の区分を設ける必要があると論じた上で、どういった類の利害関係の侵害が死者への危害に該当するのかを明らかにする。最後に、結論で、そうした死者への危害が悪いと言える理由を論じる。

第一節 利害関係と危害

ファインバーグは「危害原理」の支持者である。そして、それは「行為者（行為を禁止される人）以外の人々への危害を防ぐ（ないしは、消去する、軽減する）上で、おそらくは有効であり、かつ、同じぐらい有効であり、その他の価値あるものより大きな犠牲も伴わない代替手段が存在しない」ということは、常に、刑罰を伴う法を制定するのを支持する十分な理由である」という内容を持つ原理である（Feinberg 1987, 26）。つまり、この原理に従えば、刑罰

を伴う法を新たに制定しようとする人は、それが（行為者ではない）他者への危害の防止に役立つ（さらに、他に有効な代替手段はない）ということ論証する必要がある。また、彼によれば、ここで言う危害とは「利害関係の侵害」である。そして、まず、「利害関係 (interest, stake)」とは何かについては、次のように論じられる。

一般的に言って、ある人がXの性質や状態に応じて、利益を得るか、損失を被る状態にあるとき、ある人はXとの（そのXが会社であれ、仕事であれ、ある種の出来事の「結果」であれ）利害関係を持つ。∴私はそれにどれくらい「時間や労力を」投入したかに応じて、小さなあるいは大きな利害関係を持つだろう。私が小さな利害関係しか持たないのなら、それがだめになったとして、私の状況が極めて悪くなるわけではない。しかし、私は自分の研究業績の向上、全財産の保護、自国の平和と繁栄、そして、私の家族や愛する人のよき生との大変大きな利害関係を、実際に（そして、金銭的な意味だけでなく）持っている。∴これらの利害関係は、あるいは、おそらくより正確に言えば、これらの利害関係の対象、と言えるものは、ある人のよき生の顕著な構成要素である。すなわち、それらがよい状態になれば、彼もよい状態になるし、それらが悪い状態になれば、彼も悪い状態になる (ibid., 33-34「」内は筆者の補足)。

つまり、Xの状態がよくなれば、ある人（A）の状態もよくなり、Xの状態が悪くなれば、Aの状態も悪くなるといふ関係が、XとAの間で成立しているとき、「AはXとの利害関係を持つ」と言うことができる。一方、こうした利害関係の「侵害 (setback)」が何かについては、次のように論じられる。

しかし、こうした利害関係は人間によってのみ「妨害される」。すなわち、うかつにないしは誤って行動した自身によって、あるいは、単独の他者によってか、ある集団や組織によってのみ妨害される。そうした利害関係の保持者が法的な意味で危害を加えられたと言えるのは、自分自身のないしは他者による妨害によって、その利害関係が侵害される場合のみである……。誰かの利害関係を妨害し、それによって、侵害するということにより、ある人は別の人に今言われているような意味での危害を加えているということになる (ibid., 34)。

つまり、AがXとの利害関係を持っている場合に、A以外の他者(ないしはA自身)がXの状態を悪くすることで、Aの状態も悪くしたとき、Aの利害関係は侵害されたということになる。そして、こうした利害関係の侵害がファイバーグが言うところの危害である。

ただし、彼はこうした利害関係の侵害全てが危害であると考えているわけではない。というのも、彼は「福利的利害関係 (welfare interests)」と「より究極的な利害関係 (ulterior interests)」を区別し、前者の利害関係の侵害のみを危害と考えているからである。そこで、こうした彼の考えを、以下でもう少し詳しく説明する。まず、二種の利害関係のうち、より究極的な利害関係とは何かについて、ファイバーグは次のように述べる。

その保持者のよき生に関して、ある利害関係が持つ重要性は二つの異なる基準によって決定されうる。そのうちの一つによれば、ある人のより究極的な目標や野望が彼のより重要な利害関係である。そのような目標とは、たとえば、よい小説や芸術作品をつくる、重要な科学の問題を解く、有力な公職に就く、うまく家族を養う、手工芸やスポーツで余暇を楽しむ、夢のマイホームを建てる、社会運動での目的を達成する、人間の苦境を和らげる、

魂の平静に達するということである (ibid., 37)。

つまり、より究極的な利害関係とは、ある人とその人が目標として実現を目指す事態との間で成立する利害関係である。すなわち、そうした事態が実現すれば（少なくとも、実現に近づけば）、その人はよい状態となるし、実現しなれば（実現から遠ざかれば）、その人は悪い状態になるという関係が両者の間に存在する。

さらに、フラインバーグはこうした利害関係の対象である目標を、単なる欲求と区別し、「単なる欲求を目標に変換する個人の努力とは無関係に、ある結果との「利害関係」をつくるのに必要な適切な類の「投入」が行われていると言える可能性はない」とも論じている (ibid., 38)。つまり、より究極的な利害関係は、ある人が何らかの事態の実現に努力し、時間や労力を投入することで成立するものである。たとえば、誰かがよい小説を書きたいと一時的に思ったからといって、それだけで、その人とよい小説を書くということの間にこうした利害関係が成立するというわけではなく、その人がよい小説を書くために努力をして、はじめてそれは成立するものである。この場合、ある人が実際によい小説を書ければ、その人の努力が報われるという点で、その人の状態もよくなると言えるし、逆に、書けなければ、努力が実を結ばず、費やした時間や労力も無駄になったという点で、その人の状態は悪くなる。すなわち、ある人の目標の正否は、その人の努力が結実したと言えるか否かを左右する点で、当人の状況をよくしたり悪くするものであり、この点で人とその目標（の正否）との間には利害関係が成立している。そして、そうした利害関係が「より究極的」と称されるものである。また、もし、ある人の目標の達成が他者によって妨げられるのならば、その他者はある人のより究極的な利害関係を侵害したということになる。たとえば、誰か (A) が国政選挙で候補者 (B) に勝ち、B を落選させたとすれば、A は B の国会議員になるという目標の達成を妨げたという点で、B のより究極的

な利害関係を侵害したと言える。

一方、もう一つの福利的利害関係が何かについては、次のように論じられる。

しかし、これとは全く別の、同じくらい説得力のある基準によれば、ある人の最も重要な利害関係は、これほど壮大で、印象に残るものではない。それらは彼のより究極的な目標が今何であろうとも、後にどのようなものとなろうとも、そうした目的のために必要な手段との利害関係であり、おそらく、それは彼の同胞のほぼ全てによって共有される類のものである (Ibid., 37)。

こうした利害関係の具体例として言及されるのが、「予見可能な期間内に人の生が持続することとの利害関係、自分自身の健康や体力、五体満足や身体が通常の機能を果たすこと、苦痛や苦しみ、さらには、忌むべき身体の欠損の不在、最低限の知的能力、感情の平静、根拠のない恐れや怒りの不在、社会的交流へ通常に参加する能力や、友情を享受し、維持する能力、少なくとも最低限の収入や経済的安定、受忍可能な社会的物質的環境、さらには、干渉や強制からある程度の自由との利害関係である」(Ibid.)。また、こうした利害関係の対象となるのは「多種多様なあり得る目標のための一般的な手段と言える諸条件」ないしは「人のよき生の基本的必要条件」であるとも言われる (Ibid.)。そして、「福利的」と称されるのは、こうした利害関係である。また、もし、ある人 (A) のよき生の基本的必要条件 (一定期間の生の持続など) の享受が、(殺害されるなどして) 別人 (B) によって妨げられるのであれば、B は A の福利的利害関係を侵害したということになる。

さらに、次のフラインバーグの発言によれば、福利的利害関係の侵害は、より究極的な利害関係の侵害よりも、被

害者により大きな損害を与えるものである。

福利的利害関係が侵害されると、実のところ、人は大変深刻な危害を加えられる。というのも、その場合、彼より究極的な諸目標も挫かれるからである。一方、より高い目標への妨害は、彼の利害関係の集合全体に同程度の損害を与えてはいない (ibid.)。

たとえば、国会議員になるという目標を持つ人のより究極的な利害関係は、他の候補者に選挙で負けるということによって侵害されたと言えるが、その人はまだ他の目標を追求できる状態にある。一方、福利的利害関係の一つである、一定期間生が持続することとの利害関係が侵害されれば (つまり、誰かの手で殺されれば)、その人は国会議員になるという目標ばかりか、他の目標も追求できなくなる。つまり、こうした福利的利害関係の侵害は被害者が追求する目的の一つのみならず、その他の多くの達成をも不可能にするものである。

そして、ファインバーグが危害原理で言及する危害 (法制定の正当化根拠となり得る危害) とは、こうした福利的利害関係の侵害であると言える。というのも、「法で保護される利害関係」に関して、彼は次のように論じているからである。

大体のところ、それら (「法で保護される利害関係」は最も重要な類の福利的利害関係である。ある人の身体的ないし精神的健康を害す、新たな脅威や危険をつくり、ある人の安全を脅かす、誘拐や不当逮捕によって移動の自由を損ねる、窃盗、強盗、詐欺で人の財産を減少させる、これらは全て、それに必要な福利的利害関係への攻

撃により、ある人のよき生全体を攻撃する。／より究極的な利害関係は、我々のより高次の目標を含んでいるので、ある意味我々のよき生の最も重要な構成要素ではあるが、大体のところ、直接的に法で保護されるものではない。もし、私が重要な科学的発見をする、価値のある芸術作品をつくる、さらに、その他の個人的な達成との利害関係を持つのなら、法はそれに必要不可欠な福利的利害関係を保護することで、その利害関係を保護するだろう。しかし、私が生命、健康、適切な経済状態、自由、安全を持つならば、法（ないしは、その問題に関して他の誰か）が私の代わりにできることは何もない。残りは全て私に任されている。：私の上司が私の仕事への低評価ゆえに給料を下げるのなら、その行為は私のより究極的な利害関係を侵害するだろう。しかし、この事例において、法は彼の自由（重要な福利的利害関係の一つである）を許容できないほど侵害せずに、私の上司から私を保護することはできなく（*ibid.*, 62）。

つまり、法による保護の対象となるのは福利的利害関係だけである。また、その侵害は法による規制を正当化する危害に該当するが、より究極的な利害関係の侵害はそうではない。そして、なぜそうなのかと言えば、最後の給料の例で示唆されているように、より究極的な利害関係の侵害の防止を目的とした法を制定すれば、それは人の自由を著しく侵害するものになるからであろう（この例に則して言えば、上司が仕事のできない部下の給料を下げるのを禁止する法をつくってよいということになってしまう）。

以上で見たように、フラインバーグによれば、危害とは福利的利害関係の侵害である。また、殺人、傷害、窃盗、不当逮捕、名誉毀損等は、こうした危害の典型例と言える。そして、こうした危害は被害者が追求する目的の一つのみならず、その他の多くの達成をも不可能にするものであるし、もし、それが放置されれば、相異なる目的を追求す

る数多くの人がある達成を妨げられてしまうと云える。

第二節 死者の利害関係とその侵害

ファイバーグによれば、死者も生者と同様、利害関係を持つことができる。この点に関し、彼は次のように述べている。

彼の死後「生き残った」と言われるような、ある人の利害関係とは、死後の出来事によって、依然として侵害されるか促進されるより究極的な利害関係である (ibid., 93)。

さらに、「死者への危害は、亡くなった人の生き残った利害関係が彼の死後侵害されるときに生じる」とも論じられる (ibid.)。つまり、彼によれば、ある人が生前持っていた利害関係がその死後も生き残るといふかたちで、死者が利害関係を持つということや、そういった利害関係が死後侵害されるという可能性はある。そして、それが「より究極的な」利害関係と言われているということからも分かるように、これはある人とその人の目標との間で成立する利害関係である。トンプソンはこうした利害関係を「生存期間を超えた (lifetime-transcending) 利害関係」と呼び (Thompson 2014, 171)、具体的に次のようなものがそれに該当すると論じる。

私たちは自分自身の経験から、個人は自分たちが死んだ後に存在しうる出来事や事態に関連する利害関係を持つということを知っている。人々は自分の子どもの将来の運命、自分の死後の名声、自分の企画の継続、自分の共

同体の存続、自分たちと交わされた約束の遵守、伝統の維持、自分の身体や財産の処理のされ方といったことを気にかけるであろう。人々は自分たちの死後、これらの利害関係を促進してくれるという点で、自分が死んだ後も生きる人々を当てにしている (ibid.)。

つまり、我々は自分の死後子どもたちの将来がよいものになるということを願ったり、自分の所属していた共同体が存続するということを望むといったかたちで、自分の死後に何らかの事態が実現するということを生存中に目指す場合がある。さらに、人がこうした目標を持つ場合、その目標が死後実現すれば、死者もよい状態となり、実現しなければ、その人も悪い状態になるという意味で、死者と当人の死後発生する出来事の間にも利害関係が成立する。そして、「(死後も) 生き残った」とか「生存期間を超えた」と称される利害関係はこうしたものであると言える。

とは言え、死者も利害関係を持つという主張に対しては、死者はもはや存在しない以上、よい状態になったり、悪い状態になるとは言えず、それゆえに、何かとの利害関係を持つことは不可能であるという異論を提示できる (Partridge 1981, esp. 250-253; Winter 2010, esp. 192)。しかし、死者の生前の努力というものに着目すれば、死後の出来事のせいで、死者の状態がよくなったり悪くなるということは、十分にあり得ると言える。実際のところ、フィンバークは次の発言の中で、こうした考え方を提示していると思われる。

スミスの死後、その時点で何かを引き起こすような出来事が生じる。ここまではいい。何の矛盾も存在しない。その時に引き起こされたことが原因で、スミスは死ぬ前に危害を被っている状態にあったことが真実となる。生前のスミスが危害を被っていたということが突然「真実になった」わけではない。そうではなく、結局のところ

それが真実であったということが、すなわち、ミスがそれが利害関係となるくらいに自分の目標に十分投入していたときから、彼は勝ち目のない戦いをしていたということが、はじめて我々にとって明らかとなったということである (Feinberg 1987, 91)。

彼によれば、より究極的な利害関係は、ある人が何らかの事態の実現に努力し、時間や労力を投入することで成立するものである (ibid., 4)。そして、引用部の発言を見る限り、ファイバーグは、ある人の死後の出来事により、死者の生前の努力が台無しになるという可能性を認め、そうした意味で努力が台無しになるということを、死者への悪影響と考えているように思われる¹。たとえば、ある人が生前、自分の死後の家族の幸せや共同体の存続を望み、その実現のために努力してきたのなら、そうした人の死後にその願いの成就が妨げられるというようなことは、その人の生前の努力を台無しにするものだろう。また、逆に、死者が生前そのために努力した目標が死後実現すれば、その生前の努力は報われたということになるし、その意味で死者は死後の出来事によってよい状態になったと言うこともできる。この点で、死者と死後の出来事との利害関係は成立すると言ってよいし、死者の「生存期間を超えた(生き残った)利害関係とはこういったものであろう。

第三節 死者の利害関係と生者の義務

人は生きているうちから、自分の死後に成就する目標のために努力するし、死後その目標が実現すれば、死者はよい状態となり、実現しなければ、悪い状態となるという点で、死者とその目標との間には利害関係が成立している。そして、これが死者の持つ「生存期間を超えた」利害関係である。さらに、トンプソンによれば、こうした死者の利

害関係は「それを侵害しない」という生者の義務を正当化しうるものである。ただし、彼女によれば、全ての利害関係がそうした義務を正当化するというわけではない。これらの点に関しては、次のように論じられる。

生存期間を超えた利害関係は行動を引き起こす力を持ちうる。それを持つ人は、自分の死後に特定の事柄が起るのを望む傾向がある。ある種の事例においては、そうした人々は、自分の死後も生きる人たちに何かするよう要求する傾向を持つ。自分の身体や財産が死後どう処理されるのかを気にかける人々は、自分の死んだ後も生きる人たちは自分の要求に応えるべきであると考える傾向がある。未来世代に価値があるものを提供すべく努力する人は、未来世代は感謝すべきであると、少なくとも、自分たちが受けついでものを評価すべきであると考える傾向がある。人々が自分の死後も生きる人に時折要求をするという事実から、生者はその要求に応える義務があるということが導出されるわけではない。自由な社会では、今生きる人は自分の子どもや未来の人たちに意志や価値観を押しつけることができるという考えに、人々は抵抗するだろう。にもかかわらず、我々は死者の行為や意志に関する義務の存在を受け入れるべきであると私は主張する (Thompson 2009, 38)。

つまり、自分の死後に成否が決まるような目標を持つ人は、その実現のために、自分の死後も生きる人たちへある種の要求をしている。そして、これらの要求は自分の死後生きる人たちに、そうした目標の達成（への協力）を求めめるものである。たとえば、自分の遺産全額の慈善団体への寄付を望む人は、自分の死後も生きる人たちに、その通りにせよと要求している。そして、もし当人の死後、生者が死者の要求に従わないとすれば、その人の生存期間を超えた利害関係は死後侵害されたということになる。この点で、こうした要求は「自分の生存期間を超えた利害関係を侵害

するな」という要求であるとも言える。

しかし、トンプソンによれば、生者は常にそうした死者の生前の要求に従う義務があるというわけではない。この点に関し、彼女は次のように論じる。

親は時に自分の子どもに、特定の価値観を墨守するということや特定の仕方でするよう要求する。しかし、私たちのほとんどが信じるところでは、子どもたちは価値観や生き方を自分で決められるべきであり、それゆえに、この要求は道徳的に正当ではない、すなわち、子どもたちが従う義務のあるものではない。…自分の死後も生きる人々に人々は何を要求してよいのかということに関する我々の見方は、我々の価値観や、後の世代の人たちが自由に決め、実行してよいということになるのは何であるのかということに関する私たちの考えに影響される (ibid., 41)。

たとえば、親が生前子どもが自分同様研究者になるということを願っていて、そのための努力をしたにもかかわらず、死後子どもが別の職に就けば、親の生存期間を超えた利害関係は死後子どもによつて侵害されたと言える。しかし、トンプソンによれば「研究者になれ」とか言う親の要求は道徳的に正当ではないし、子どもがそれに従う義務もない。一方、彼女の言うところでは、「ある人が自分の死後の名誉を悪意ある嘘や不正確な表現から保護するよう、自分の死後も生きる人々に要求するのは正当化される」し、「悪意ある中傷で、誰かの死後の名誉を毀損するのを避ける義務」は肯定される (ibid., 39)。また、「全ての臓器が摘出されることなく、適切なキリスト教の祭式で自分の死体が土葬されるのを望む」「キリスト教原理主義者」の要求も正当であるし、「死体はあらゆる利用可能な臓器が他の人の生命を救

うために提供された後、火葬されるべきである」と考える「無神論者」ですら、その要求には従わなければならないとも論じられる (ibid., 40)。そして、こうした場合に、死者への名誉毀損や同意なしでの臓器摘出が死者の生存期間を超えた利害関係の侵害に該当するのは確かだろう。

このようにトンブソンは死者の持つ利害関係を、その侵害が生者による義務違反とみなされるものと、そうでないものに区分している。そして、こうした区分は生者の死者に対する義務の中に何が含まれるのかを明らかにする上でも必要と言える。しかし、これら二種の利害関係がどのような基準で区別されるのかについて、彼女は自身の見解を提示してはおらず、そうした基準の提示は我々が解決すべき課題として残されていると言える。

では、これら二種の利害関係はどのように区別されるべきだろうか。この問題に対しては、その侵害が生者への危害に類似しているがゆえに「死者への危害」と言えるものと、そうではないものというように、二種の利害関係の間に違いを見出すのは可能であるし、死者への危害に該当する行為のみを生者による義務違反と考えるのが適切と言える。たとえば、死者への名誉毀損や同意なしでの臓器摘出を含む死体損壊は、典型的な危害である (生者への) 名誉毀損や傷害との類似を認めることができるが、親の望む職に就かないというようなことに、そういった類似を見出すのは難しい。それゆえ、この点で前者を「死者への危害」と言うことに差し支えはないが、後者をそう呼ぶのは困難と言える。

さらに、死者への名誉毀損や死体損壊は、死者が生前持ちうる多様な目標の (死後の) 成就を妨げるものである。たとえば、死者への名誉毀損により、その人の残した作品や思想も価値が無いものとみなされる可能性はある。そして、もし、死者が自分の作品や思想が死後も評価されるということを生前目指していたのであれば、死者への名誉毀損はその目標の達成を妨げるだろう。それに加え、そうした名誉毀損の被害者の家族も周りの人々からよく思われなくなる可能性が高いし、そのせいで幸せになれなくなってしまうかもしれない。そして、死者が生前家族の幸せを願っ

ていたのであれば、死者への名誉毀損はそうした願いの成就をも妨げてしまう。また、同意なき臓器の摘出を含む死体の損壊は、脳死は人の死ではないので自分は臓器を摘出されたくはないと願う人はもちろん、実家の墓に親と一緒に葬りたいと願う人にとつても、その願いの成就を妨げるものであろう（というのも、死体損壊のようなことが許される社会では、ちゃんと火葬して墓に入れてもらえるかどうか分からないからである）。したがって、このように多様な目標の実現を妨げるという点で、死者への名誉毀損や死体損壊は、生者への名誉毀損や傷害といった生者への危害との表面上の類似にとどまらない共通性を持っていると言える。そして、この点からしても、これらの諸行為は死者への危害と呼ぶにふさわしいものであろう。

結論

我々は生きているうちから、自分の死後に実現する類の目標を持ちうる存在者であるし、そうした目標の実現のため、生前から努力しもある。そして、死者への危害はこうした目標の多くを実現不可能にする。さらに、我々の社会で、それが許されれば、すでに亡くなった人々が生前持っていた目標の多くは成就し得ないものとなってしまうし、そうした人々の生前の努力は、他者のせいで報われぬものになってしまう。そして、人の努力を無にするという点で、死者への危害は、生者へのそれと同様、許されないものと言える。

死者にそうした危害を加えないということを各人の法的義務とし、違反者に刑罰を科すということは、死者の生前の努力がこうしたかたちで台無しになるということを防ぐための有効な方法と言える。さらに、こうした法律により、死者の生前の努力が無になるのを目の当たりにすることで、家族やその他の人々が怒りや悲しみを感じるのを防ぐこともできる。また、そうした法の存在は、我々が死後に実現するような目標を持ったたり、その実現のために生きてい

るうちから努力しても大丈夫であるという確信を提供するものでもある。この点で、死者への危害を防ぐために存在する法は、死者のためだけでなく、生きている我々のためにもなっていると言うべきだろう。

註

¹ 実際、死後の出来事のせいで死者の生前の努力が無になるということは死者への悪影響であり、そうした悪影響の存在ゆえに、死者と死後の出来事との間に利害関係は成立すると論じる者もいる (cf. Scarre 2013, esp. 182 ; Levenbook 2013, esp. 207-208)。

文献表

- Feinberg, Joel. 1987. *Harm to Others*. Oxford: Oxford University Press.
- Levenbook, Barbara Baun. 2013. 'Welfare and Harm after Death.' In Taylor 2013, pp. 188-209.
- Partridge, Ernst. 1981. 'Posthumous Interests and Posthumous Respect.' *Ethics*, 91: 243-264.
- Scarre, Geoffrey. 2013. 'The Vulnerability of the Dead.' In Taylor 2013, pp. 171-187.
- Taylor, James Stacey, ed. 2013. *The Metaphysics and Ethics of Death: New Essays*. New York: Oxford University Press.
- Thompson, Janna. 2009. 'Identity and Obligation in a Transgenerational Polity.' In Axel Gosseries & Lukas H. Meyer eds., *Intergenerational Justice*, Oxford: Oxford University Press, pp. 25-49.
- . 2014. 'Being in Time: Ethics and Temporal Vulnerability.' In Catrina Mackenzie, Wendy Rogers and Susan Dodds, eds., *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy*, New York: Oxford University Press, pp. 162-178.
- Winter, Stephen. 2010. 'Against Posthumous Rights.' *Journal of Applied Philosophy*, 27: 186-199.